

## 中部大学軟式庭球部の規約

制定 1964（昭和 39）年 4 月 1 日

### （名称）

第 1 条 本団体は、「中部大学軟式庭球部」と称する。

### （目的）

第 2 条 本団体は、

- (1) 社会人としてその健全なる精神と身体の向上を計ることを第 1 の目的とする。
- (2) 部員相互の団結と並びに校風の向上を計ることを第 2 の目的とする。

### （活動）

第 3 条 「中部大学クラブに関する規程」に則り、活動を行う。

第 4 条 第 2 条を達成するために、次の活動を行う。

- (1) ソフトテニスの練習に関する活動
- (2) 東海学生ソフトテニス連盟及び愛知学生ソフトテニス連盟に関する大会等への参加
- (3) その他、本団体の目的を達成するために必要な活動

### （組織構成）

第 5 条 本団体は、中部大学の学生を構成員(以下「部員」という。)として組織する。

### （役員）

第 6 条 本団体には、部長、副部長及び会計を置く。ただし、必要がある場合は、その他の役員を置くことができる。

### （顧問）

第 7 条 本団体に顧問を置く。顧問は中部大学の教職員をもって充て、学長が任命する。また、その任期は特に定めない。

### （会計）

第 8 条 部員は活動のために、部費を納めるものとする。金額は別に定める。

第 9 条 会計年度は原則、4 月から翌年 3 月までとし、年に一度、部員に会計報告を行い、承認を得るものとする。

### （入部及び退部）

第 10 条 入部希望者は、部長にその旨を伝え、規約や規則等の説明を受け、入部願を提出する。

第 11 条 退部を希望する部員は、部長にその旨を伝え、退部願を提出する。

第 12 条 第 8 条において、部長は退部を希望する部員に対して速やかに手続きを行うものとする。また、役員である者は、必ず後任を選出し、その者に引き継ぎを行った後、退部を認める。

(規約その他の変更)

第 13 条 規約の変更は、役員会議を経た後、部員の承認を得るものとする。

(事故防止の義務)

第 14 条 本団体の構成員全てが事故を未然に防ぐ能力を取得し、常に事故を防ぐための最善の努力をしなければならない。万一、不測の事態が発生した場合、人命救助を最優先する。

(罰則等)

第 15 条 部員が、以下の行為を行った場合は、その程度により、注意喚起し、又は退部を促すことがある。

- (1) 第 2 条の目的から外れた活動を行ったとき。
- (2) 役員が、職務を遂行しなかったとき。
- (3) 第 8 条に定める部費を納めなかったとき。
- (4) 本団体の活動を著しく妨害したとき。
- (5) 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったとき。

附則

本規約は、1964 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本規約は、1967 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本規約は、2025 年 4 月 1 日から施行する。